

栄学区連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は栄学区連絡協議会（以下「本会」という。）と称す。

(目的)

第2条 本会は民主主義の精神に基づき、会員相互の連携を保ち、地域社会の福祉の増進と住民自治の向上発展をはかる。

2. 本会は学区の発展のために協議し、会員並びに傘下諸会員の連絡調整にあたる。

(構成会員及び傘下会員)

第3条 本会は学区内にある次の各号に掲げる者をもって構成する。

1) 構成会員

(1)区政協力委員	36名
(2)民生・児童委員代表	1名
(3)保健環境委員代表	1名
(4)消防団代表	1名
(5)レディースサークル代表	1名
(6)老人クラブ代表	1名
(7)子ども会代表	1名
(8)小学校PTA代表	1名
(9)小学校代表	1名
(10)体育関係代表	1名

2) 傘下会員

(1)学区集会所運営協議会代表	1名
(2)リサイクル推進協議会代表	1名
(3)地域福祉推進協議会代表	1名

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

(1)会長	1名
(2)副会長	若干名
(3)幹事	若干名
(4)会計	1名
(5)監査	2名

(役員を選出)

第5条 前条の役員は第9条に定める総会において選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は本会の事務を総理し、本会を代表するほか、会議を招集し、会議の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 幹事は会長及び副会長を補佐する。
4. 会計は会計事務を担当する。
5. 監査は会計事務を監査する。

(経理)

第8条 本会の活動に要する経費は、町内会分担金、補助金、寄付金及びその他の収入により支弁する。

2. 本会の経理は総会において議決された予算にもとづいて執行される。
3. 本会の決算は監査を受け総会の承認を得なければならない。
4. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(総会)

第9条 総会は本会の最高議決機関とする。

2. 総会は定時総会並びに臨時総会とする。
3. 定時総会は事業の承認及び予算決算の承認のため、毎年1回開かなければならない。
4. 臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(定例会・臨時例会・役員会)

第10条 定例会は年2回開催するものとし、臨時例会、役員会は会長が必要と認めるとき開催する。

(議決)

第11条 総会の議事は会員の過半数の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(規約の改正)

第12条 この規約の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(その他必要な事項)

第13条 その他本会について必要な事項は会長が定める。

(附則)

この規約は平成28年4月27日から施行する。